

平成19年9月18日開会

平成19年9月20日閉会

平成19年9月
第3回定例会会議録
(第2日 9月20日)

小豆島町議会

平成19年第3回小豆島町議会定例会議事日程(第2号)

平成19年9月20日(木)午後2時開議

- 第1 議案第54号に対する建設経済常任委員会審査報告
- 第2 議案第55号. 平成19年度 小豆島町一般会計補正予算(第3号)
(町長提出)
- 第3 議案第56号. 平成19年度 小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号) (町長提出)
- 第4 議案第57号. 平成19年度 小豆島町介護保険事業特別会計補正予算
(第1号) (町長提出)
- 第5 発議第6号. 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する
意見書の提出について (議員提出)
- 第6 議員派遣について
- 第7 閉会中の継続調査の申し出について (総務常任委員長提出)
(教育民生常任委員長提出)
(建設経済常任副委員長提出)
- 第8 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)
- 第9 閉会中の継続調査の申し出について (内海ダム特別委員長提出)
- 第10 閉会中の継続調査の申し出について (交通問題特別委員長提出)

開議 午後2時00分

議長（中村勝利君） こんにちは。

本日は、大変お忙しいところ18日に引き続きお集まりくださりましてありがとうございます。

本日は、9月18日に常任委員会へ付託しました議案の委員会審査報告を初め、補正予算及び議員提出による意見書などが提案されております。

なお、本日の議事日程等につきましては、9月11日開催の議会運営委員会で決定したものを18日本会議終了後に配付いたしましたが、急遽、植松議員欠席に伴い、本日議会運営委員会を開催し、氏名等の変更を行い、本日お配りしましたように決定いたしました。審議のほどをよろしく願いをいたします。

本日の欠席届け出議員は10番植松議員です。ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより会議を開きます。（午後2時01分）

直ちに日程に入ります。日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第1 議案第54号に対する建設経済常任委員会審査報告

議長（中村勝利君） それでは、日程第1、議案第54号に対する建設経済常任委員会審査報告を議題といたします。

建設経済常任委員会副委員長の審査報告を求めます。森口副委員長。

建設経済常任副委員長（森口久土君） 小豆島町議会議長中村勝利殿。建設経済常任委員会副委員長森口久土。

委員会審査報告書。

本委員会は、9月18日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

- 1．委員会開催年月日。平成19年9月19日。
- 2．審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。
- 3．件名及び審査の結果。

(1)議案第54号町道路線の認定について。

原案どおり可決すべきものと決定した。以上です。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第54号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員長報告のとおり決定されました。

~~~~~

日程第2 議案第55号 平成19年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）

日程第3 議案第56号 平成19年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第4 議案第57号 平成19年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（中村勝利君） 次、日程第2、議案第55号平成19年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）、日程第3、議案第56号平成19年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第4、議案第57号平成19年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第55号平成19年度小豆島町一般会計補正予算について提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算（第3号）、追加補正をお願いいたします額は5,766万1千円でございます。補正の内容といたしましては、総務費101万7千円、民生費2,005万4千円、農林水産費1,271万5千円、商工費1,992万円、土木費マイナス110万円、消防費112万2千円、教育費393万3千円となっております。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。なお、議案第56号国民健康保険事業特別会計及び議案第57号介護保険事業特別会計の補正予算の内容につきましても、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審

議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 日程第2、議案第55号平成19年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）の内容説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 議案第55号平成19年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

12ページをお開き願います。

第1条ですが、歳入歳出予算の補正でありまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,766万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を79億8,733万9千円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容を別添の補正予算説明書により説明いたします。説明書の5ページ、6ページをお開き願います。

歳入の補正でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目1節社会福祉費負担金237万2千円の減ですが、これにつきましては平成19年度からあすなるの家の運営に対する県補助金が廃止され、その対応といたしまして障害者自立支援法による就労継続支援B型に移行するという事で、移行準備期間として、半年分の運営費について町単独費で計上し、残り半年分については自立支援法により国、県の補助を受けて実施するという事で出発しておたわけでございます。しかし、移行するには相談室の増築等をする必要があり、あすなるの家において障害者自立支援法整備基盤事業の補助採択、これは10割補助でございますが、それを受け、ただいま準備を進めているところでございます。また、移行に対する経費の補助といたしまして、障害者自立支援対策臨時特例交付金制度、これは定額で110万円の補助でございます。これもあり、このようなものを受けて移行していきたいということでございます。

双方とも移行に必要な経費に対する補助でございますので、年度の途中で移行した場合には補助の対象としないということでございまして、就労継続支援事業への移行は来年4月から実施したいということでございます。したがって、10月からの移行はあきらめ、国県負担金を減額し、それに伴い、歳出の方では残り半分の運営費を計上させていただいておるということでございます。

同じく、2項国庫補助金、1目1節社会福祉費補助金425万6千円ですが、これは後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金でございます。ご案内のとおり、後期高齢者医療制度につきましては平成20年4月から出発するわけでございますが、それに伴い、新しく電

算システムを開発する必要がございます。この開発経費に対する補助金でございます、補助基本額の2分の1の補助となっております。

同じく、3目土木費国庫補助金、2節都市計画費補助金44万円の減ですが、これは植松都市下水路再整備費補助金の事業清算に伴う減でございます。

次に、15款県支出金、1項県負担金、1目1節社会福祉費負担金118万6千円の減ですが、国庫負担金のところでご説明申し上げましたとおり、就労継続支援事業の取り組みを来年度に延長したための減でございます。

同じく、2項県補助金、1目1節総務管理費補助金37万5千円ですが、これは当浜地区簡易水道の配水管の布設がえを行い、消火栓も50ミリから65ミリに変更するのに伴い、自治消防団所有のホースなどを自主防災組織結成促進等補助金の交付を受けて整備するものでございます。補助率は2分の1でございます。残りの半分は地元が負担し、整備するものでございます。

同じく、4目1節農業費補助金350万円ですが、これは諸口地区頭首工整備事業について単独県費補助土地改良事業の割り当て内示があったので、補正するものでございます。補助率は2分の1でございます。

同じく、3項委託金、5目2節小学校費委託金68万円ですが、県の委託事業3件に対する県委託金でございます。10分の10の委託でございます。

次に、17款寄付金、1項1目1節一般寄付金75万円でございますが、ネオオリエントルリゾートから苗羽自治会への自治振興助成のための寄付として10万円、それから小豆島高校後援会への助成として、2名の方からの寄付65万円でございます。

同じく、2目1節民生費寄付金20万円ですが、これは社会福祉協議会への運営補助として寄付があったものでございます。

同じく、4目1節商工費寄付金142万円ですが、これは小豆島まつりに対する寄付金でございます。

同じく、5目1節小学校費寄付金5万円ですが、安田小学校への児童図書の購入に対する寄付でございます。同じく、5節保健体育費寄付金20万円ですが、これは小豆島オリーブ杯バレーボール大会へ5万円、それから体育協会へ15万円の寄付があったものでございます。

めくっていただきまして7ページ、8ページをお開き願います。

18款繰入金1項5目1節小豆島オリーブ公園整備運営基金繰入金1,800万円ですが、これは来年度にオリーブ百年祭を迎えるに当たり、オリーブ公園記念館の展示室を改修する

とともに、研修室前にデッキを増築することにより、オリーブのPR、イベントにも活用可能な空間を整備し、来場者の増加及び利便性の向上を図っていくために繰り入れを行うものでございます。歳出の方で、同額を小豆島オリーブ公園指定管理委託料として出していくものでございます。

次に、19款繰越金、1項1目1節前年度繰越金3,185万2千円ですが、今回の補正による一般財源の不足額をここで調整しております。

次に、20款諸収入、5項雑入、1目3節雑入37万6千円ですが、これは県補助金のところで申し上げました、当浜地区自治消防団のホースなどの整備に要する経費に対する地元負担金でございます。

以上、歳入の補正合計は5,766万1千円となっております。

次に、歳出の説明を申し上げます。9ページ、10ページをお開き願います。

款2 総務費、1項5目会計管理費26万7千円の補正額ですが、これは収納対策室の発足に伴い、過年度の未収金を中心に徴収業務を図るための経費でございます。

同じく、10目自治振興費、19節負担金補助及び交付金75万円ですが、歳入のところで説明申し上げましたが、寄付者の意思により、苗羽自治会へ10万円、小豆島高校後援会へ65万円補助するものでございます。

次に、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、19節負担金補助及び交付金20万円ですが、これも同様に社会福祉協議会に対する寄付を補助するものでございます。同じく、28節繰出金626万円8千円ですが、これは平成20年4月より後期高齢者医療制度が創設され、実施されていくわけでございますが、それに伴い、国保会計における保険税徴収システムの開発、医療制度改革に伴う保険者システムの改修等の必要が生じたため、所要経費について国保会計へ繰り出すものでございます。

同じく、2目老人福祉費、13節委託料1,303万9千円、18節備品購入費202万9千円ですが、これも後期高齢者医療制度が来年4月から創設されるのに伴い、必要となるシステムの開発委託料、保険料徴収システム用サーバーパソコンの購入経費でございます。

同じく、4目障害者福祉費、13節委託料326万2千円ですが、これについても歳入のところで説明申し上げましたが、障害者自立支援法による就労継続支援事業B型への移行が来年度にずれ込んだため、あすなるの家運営委託料の下半期分について、移行に要する経費に対する定額補助される障害者自立支援対策臨時特例交付金110万円を差し引いた額をここに計上して、あすなるの家の方へ支出していくということでございます。20節扶助費474万4千円の減につきましては、これも同様に、就労継続支援事業B型への移行が来

年度にずれ込んだため、訓練等給付費を減額するものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項6目農地費743万円の補正でございますが、歳入のところで説明しましたとおり、諸口地区頭首工整備事業について単独県費補助事業の割り当て内示がありましたので、それに必要な経費の計上と19節負担金補助及び交付金の中で、めくっていただきまして11ページ、12ページですが、土地改良区が実施する土地改良事業、これにつきましては草壁、本町地区の水路改修事業ですが、県から補助の交付決定がありましたので、それに伴い町負担部分の補助金40万円の補正を行うものでございます。町の補助は20%ということになっております。

同じく、3項水産業費、1目水産業振興費528万5千円の補正額ですが、これにつきましては、去る7月17日に橘地区漁具保管施設が火災により被災を受けましたので、その復旧に要する経費を計上しております。

次に、7款商工費、1項2目商工業振興費、19節負担金補助及び交付金50万円ですが、これは小豆島町商工会がサンポートを中心とした高松地域において、小豆島をPRすべく地場産品の展示と大型懸垂幕掲示によるキャンペーンを200万円の事業費で実施することになり、それに対し50万円の補助をするものでございます。

同じく、3目観光費、19節負担金補助及び交付金142万円ですが、小豆島まつりに対し寄付金ございましたので、小豆島まつり振興会へ補助するものでございます。

同じく、4目観光施設費、13節委託料1,800万円ですが、歳入のところでご説明いたしましたオリーブ公園記念館の展示室などの改修に必要な経費について、小豆島オリーブ公園整備運営基金から繰り入れし、小豆島オリーブ公園指定管理料として支出するものでございます。

8款土木費、6項3目都市下水道建設費110万円の減ですが、事業の精査による減でございます。ただ、12節役務費25万円につきましては、新ポンプ場設置場所予定地の土地鑑定料でございます。

9款消防費、1項2目非常備消防費、19節負担金補助及び交付金37万1千円ですが、1の市町総合事務組合負担金63万8千円、これにつきましては、退職報償金分について団員1人当たりの負担金が増額されたことによるものでございます。2の福祉共済制度負担金26万7千円の減ですが、これにつきましては、従来は7月から6月分までの納付ということで、年度をまたいだ納付となっており紛らわしいということから、今年度から3月までの納付に変えたため、減額するものでございます。

同じく、3目消防施設費、18節備品購入費75万1千円でございますが、歳入のところで

説明いたしました、当浜地区簡易水道の配水管布設がえに伴い、自治消防団所有のホース等の更新を県の補助金の交付を受け、また地元の負担とともに整備を行うものでございます。

13ページ、14ページをお開き願います。

10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費73万3千円の補正額ですが、8節報償費から14節使用料及び賃借料まで、計の68万3千円は、歳入のところで申しあげました県から委託された3事業、ステップアップスクール推進事業、これは苗羽小学校、それから国語力向上のための拠点校事業、これが安田小学校、それから子どもと親の相談員などの活用調査研究事業、これが池田小学校、この3事業に要する経費でございまして、全額県からの委託金でございます。19節負担金補助及び交付金5万円でございますが、安田小学校へ児童用図書購入のため5万円の寄付がありましたので、それを補助するものでございます。

同じく、4項幼稚園費、1目幼稚園費、15節工事請負費300万円ですが、ことし4月に草壁幼稚園と統合した旧西村幼稚園の改修について、現地を精査し、地元と最終調整をした結果、改修費用に不足が生じたため、補正をするものでございます。

同じく、7項保健体育費、1目保健体育総務費、19節負担金補助及び交付金20万円ですが、1の体育協会補助金につきましては、軟式野球連盟とペタンク協会に対し寄付がございましたので、15万円を補助するものでございます。2の小豆島オリーブ杯バレーボール大会補助金5万円につきましても、寄付がございましたので実行委員会へ補助するものでございます。以上、補正予算総額は5,766万1千円の増となっております。これで一般会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。5番谷議員。

5番（谷 清君） 今説明がありましたけれども、11ページの補正、建設費の都市下水路の補正の中で、12節役務費25万円、これが土地の鑑定料とありましたが、これはポンプ場に関するあれであると思いますけれども、これも新設のポンプ場の建設位置はもう決まったんですか。

それから、このポンプ場予定地の周辺の住民の反対はありませんでしたか。

それから、所有者は買収に応じてくれるのかどうか。今交渉中であるのかどうか、このあたりをちょっとお伺いをいたしたいと思います。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） 3点についてご答弁いたします。

まず、決まったかということでございますけど、新ポンプ場、安田ポンプ場と仮称呼んでおりますけど、いろいろ地元説明会等を経まして、計画としては固まりました。買収予定は、安田大川の右岸河口部の土地でございます、内海庁舎から内海総合運動公園へ向かいます道路沿いで、内海大橋の手前の左側の土地でございます。所在地は、小豆島町安田甲144番地216の宅地でございます、面積は1,063平方メートルの、坪にしますと約326坪の土地で、所有者は大阪府豊中市にあります水谷実業株式会社でございます。

それで、近隣の住民は納得したのかという2点目のご質問でございますけど、去年の10月以降、自治会役員への説明会を経まして、近隣住民を対象にしました事業計画説明会を重ねてまいりました結果、最終的には、今月の5日の晩に開催いたしました近隣住民への説明と意見交換の会で全会一致の承諾をいただいております。なお、この説明会には、議会からは地元議員であります中村議長、また建設経済委員長であります植松議員、また地元代表としまして安田自治会長、また植松地区長らの同席もいただいております。

3点目については、買収が可能かということでございますけど、土地を所有されております水谷実業株式会社は、先ほど申しましたように大阪府豊中市にあります会社ですが、水谷社長さんは橘出身者でございます、これまでも何度かお会いしまして土地の買収の打診をしておりました。最終的には、ことしの4月に小豆島町へ水谷社長さんがお帰りになったときにお会いしまして、そのときもそういう計画になったときには協力いただけないだろうかというような打診をしておいた結果、公共事業で地域のためになるのであれば協力はしますと、ただ私も高齢ですので、買収が必要であれば早くしてほしいというような申し出もありました。ただ、それはあくまでも口頭で協力を得るということでございますので、今回提案させていただいております鑑定料が可決になりましたら、早速に委託しまして、土地の価格の鑑定をいたしまして早急に交渉に入りたい。できましたらその結果、妥結点が見出された場合には、できましたらことしの12月議会でも土地買収の補正をお願いしたいと考えております。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 10ページの節、負担金補助金交付金の75万円のところです。2の小豆島高校後援会助成金ということですが、町行政においては直接関係ないものだろうというふうに理解します。寄付金が町の方に2人からあったというふうなことなんですが、直接町行政がやらなければならない事業云々ではないというふうに思うんですけど、今後この取り扱い、後援会助成金ということですから、今後いろんな形で後援会というふうな名称なりが、それに類似したような状況があった場合には、それに見合う歳入に受け

入れる寄付は今後もこういうふうな形でやるのかどうなのか。やっぱり他のいろんな寄付を受け入れるそういう地方財政法に照らした場合においてもどうなのか、そこら辺の定義みたいなものはどうなってるのか、伺いたいというふうに思います。

それともう一点は、歳入の方でもあすなるの家の運営費等についての説明がありました。減額においても355万8千円というふうなことだと思うんですが、それに見合う歳出の方が326万2千円、その根拠も今説明があったんですが、若干、この国県支出金の減額等に対して、30万円ぐらい歳入、歳出のバランスの問題からして歳出の方が少ないんですが、ここの関係についてはどういうふうに理解したらいいんでしょうか。私は、本来同額ぐらいを歳出の方で運営委託料で出すのが、あすなるの家の運営上の問題もいいんじゃないかというふうに思うわけですが、そこら辺の関係ではどういうふうになるのか、説明を受けたいと思います。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 1点目の寄付の話についてお答えをします。地方財政法というのが出てまいりましたけど、これが小豆島高校の後援会であるということで、地方財政法に照らしてどうかということですが、地方財政法、ご承知のとおり第27条の3で、都道府県は当該都道府県立の高等学校の施設の建設事業費について、住民に対し、直接であると間接であるとは問わず、その負担を転嫁してはならんという規定がございます。これはあくまでも県立高校の建設事業についての話でありまして、本件後援会への寄付については全く抵触をしないというふうに考えております。

それと、寄付を何でも受け入れるんかということございますが、欧米では節税、あるいは税金対策として、協会などに寄付をするというのが非常に一般的なことのようにございますが、日本でそういった税金逃れというようなことでの寄付というのはなじみのないことであろうかと思しますので、そういう見方はしたくありません。あくまでもこれは善意の寄付でありまして、地域の生徒たちの部活動を応援してやろうじゃないかという意思での個人からの寄付でございます。社会貢献という意味でもよいことであろうと考えておりますし、それが結果的に寄付金控除の対象、そういった制度があつて節税対策にもなるということは別の問題でありまして、この方々がそういったことをするのかせんのか、これは私たちの存じ上げるところではございませんが、もしこういった寄付が、税務調査で税法であるとか、税務通達等のルールに違反してるということで指摘をされた事実があるのであれば、今後の参考にしたいと思しますので、逆に教えていただきたいというふうに思います。以上。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） あすなるの家の問題でございますが、当初半年分の運営費を計上しておりました。残りの半分は障害者自立支援法への移行ということで、就労支援のB型へ移行するということで計画しておりました。ですけど、移行するのに必要な設備の改修を国の10分の10の補助でやっておりますので、その中で6カ月の障害者自立支援法での扶助費を組んでおりました。それで、この分の国庫補助金の補助率が2分の1、県の補助金が4分の1ということで組んでおりましたので、障害者自立支援法B型で支給します費用を減額したもんでございます。だから、補助率の2分の1と4分の1の違いで、補助率の2分の1と4分の1になっとりますんでこういう結果になっとります。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） 私がお聞きしたいのは、質問したのはもう一つありまして、今後、後援会等に類似するようなそういうものに対しては、公正なそういう町の受け入れ、取り扱いの考え方ですね、どのように対処していくのか、そういう基本的な考え方を伺いたいと思います。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 先ほど総務課長の方が答弁申し上げましたとおり、善意の寄付でございますので、それは尊重したいと、このように思っております。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。16番中江議員。

16番（中江 正君） 教育振興費で先ほど説明受けたんですけど、小学校の件ですけど、ステップアップ何とかで、苗羽、安田、池田小学校に振興費としておりてきとるわけですけど、一般財源は3千円ほどですけど、いろいろ寄付等を含めてその割合、何で教育振興費でおりてきているのか、詳細にわたってちょっと説明を受けたいと思います。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） これにつきましては県の委託事業でございます、全額が県費の助成でなっております。合計いたしますと3千円の差が出ると思いますけれども、その3千円については事業の執行に際しての端数の調整ということで、歳出の方が各1千円ずつ多くなっておりますので、3千円の差があろうかと思っております。

寄付とかそういうお金はここには入ってございません。以上です。

議長（中村勝利君） 16番中江議員。

16番（中江 正君） 今説明受けたんですけど、いわゆる3事業で、補助金の割合、各小学校の割合等はいかがですか。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 歳入の方のところを見ていただきますと、各委託事業ごとの 6 ページです。6 ページを見ていただきますと、小学校費委託金といたしましてステップアップスクール20万円、それから国語力向上13万円、それから子どもと親の相談員設置事業が35万円ということで、各事業に対する県からの委託金は以上ようになってございます。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑ありませんか。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 10ページの社会福祉総務費と老人福祉費の中の国保の繰出金、それから委託料、備品購入費の後期高齢者医療制度システム開発委託料とかいうことで、後期高齢者の部分でかなり大きなお金が出るようになるんですけども、これの中身ですね、具体的な概要をもう少し詳しく教えていただきたいのと、あとこの一般財源というのは、全くの一般財源なんですか、町が全部出すということなんですか。お願いします。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） まず、一般財源の方ですけど、これは町の一般財源でございまして。それと、後期高齢者の医療システム、これ広域連合会、広域連合ですけど、そちらでやる分のシステム改修の費用でございまして。その分がまだ私方でパソコンを据えますので、そっからの連携でパソコンを据えますので、その分の費用として委託料の1,303万9千円と備品購入費、パソコンの費用ですけど、202万9千円の予算を組んでおります。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。7番安井議員。

7番（安井信之君） 14ページの幼稚園費の設計変更による不足分300万円というふうなことですが、それはどういうふうな内容が変わったということか、お伺いしたいと思います。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 今回300万円の補正をお願いをしなければならなくなった要因ということで、お答えをさせていただきます。

まず、旧西村幼稚園の施設につきましては、公民館として使用することになります。トイレなんですけれども、トイレは幼稚園の施設でございましたので男女共用としてございました。ただ、公民館として使うにはやはり男女別に分けなくてはならないということで、当初地区と話をする段階では、スペース的に難しいのではないかというような話でと

りあえず済んでおったのかなと思っておりましたけれども、事業をするに当たりまして最終的に地元と協議をいたしましたところ、どうしても分けてくれということで、コンサルの方に相談をいたしましたところ、最小限ではありますけれども、真ん中にパーティションを入れて、一部入り口のあたりの湯沸かし室をつぶしてトイレのスペースを確保してということで、そのあたりの変更があったことがまず1点目でございます。

それから、もう一点ですけれども、屋外の照明施設ですけれども、一部増設をいたしまして場所を移転するという当初計画をしておりましたけれども、やはり専門家というか、コンサルが見ましたところ、その施設は地下埋設の配線をしてございまして、漏電をしておるおそれがあるということ、それから見えない部分でポールに腐食がきておりましたもう移設は難しいということで、新たなポールにしなくてはならないというようなことがわかりましたので、そのあたりで事業費が300万円ほど不足をするというふうな結果となりまして、今回増額補正をお願いをするところでございます。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の方から発言を許します。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私は、議案第55号2007年度小豆島町一般会計補正予算に反対の立場で討論を行います。

この議案には、原則75歳以上の高齢者を被保険者とする後期高齢者医療制度が来年4月から施行されることに伴う電算システム開発などの予算が計上されております。しかし、後期高齢者医療制度には、人間の尊厳にかかわる重大な問題があります。この制度が保険料負担増とともに、高齢者への差別医療をもたらすという問題です。新制度では、75歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収、1万5千円以上の年金受給者からは天引き、それ以下の人からは普通徴収するものです。その額は、厚労省の試算によりますと平均的な厚生年金受給者で月6,200円、介護保険料と合わせると1万円を超えるものであり、高齢者にとって増税や介護保険料の値上げに加えての負担増は、日々の暮らしを一層深刻にします。しかも、後期高齢者の医療給付費がふえれば、保険料が次々と値上げにつながる仕組みがつくられています。

また、現在高齢者は、障害者や結核医療などともに短期証、資格証の発行対象から外されています。これは医療が必要な高齢者から保険証を取り上げることはできないとの判断

からでした。ところが、今回の医療改悪では、75歳まで頑張って税金や保険料を納めてきた高齢者にまで、滞納すれば保険証を取り上げ、短期証、資格証明書を発行することを法定化しました。資格証になれば、窓口で全額自己負担となります。保険料を払えない人が医療費を全額払うことができるでしょうか。病気を抱えながら医療を受けられず、命を落とすという悲惨な事態が高齢者まで広がることとなります。

また、現役世代が納める保険料に、現役世代のために使われる額と高齢者向けに使われる額がそれぞれ明示されるようになります。つまり、現役世代が高齢者の分まで払っていますよと納めるたびにアピールされ、高齢者にますます肩身の狭い思いをさせ、医療抑制につながる仕掛けをつくりました。診療報酬についても一般とは別建てにし、後期高齢者の治療や入院の報酬を引き下げ、医療内容を切り縮める高齢者差別医療を公然と行えるようにするものであり、許すことはできません。

また、この医療制度の実施主体は広域連合ですが、行政の窓口として、実際に普通徴収の保険料を徴収するのは町の仕事です。そして、保険料を滞納した場合に保険証を取り上げるのも町です。貧困と格差が拡大している今の社会のもとで、社会経済的な弱者である後期高齢者から、お金のないことをもって町当局が保険証を取り上げ、医療から切り捨てることは絶対にあってはならないし、人道上からも許すことができません。以上のことから、この後期高齢者医療制度のシステム開発などが含まれるこの予算には反対をいたします。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。7番安井議員。

7番（安井信之君） 私は賛成の立場から発言いたします。

老人医療費は年々ふえており、国民医療費の3分の1を占めております。ただ、我が町においては高齢人口が34%という、全国的に言うと大分進んでいるところでありますし、国民皆保険を維持するには、単独町でやるのではいささか難しい面が出てくると思います。そうすることで、広域で行う方が増大する後期高齢者の医療費を安定的に補うことができると思いますので、私は一般会計補正予算、後期高齢者に関しても賛成の立場から発言をいたしました。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第55号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第55号は原案どおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、日程第3、議案第56号平成19年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 議案第56号平成19年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

15ページをお開きいただきたいと思います。

平成19年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,758万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億902万3千円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容を説明書によって説明させていただきます。説明書の19ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございますけど、3款国庫支出金、2項国庫補助金、補正額は250万円の増ですけど、これは高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、平成20年度から創設されます後期高齢者医療制度に伴う保険者の電算システムの改修費用でございます。そのための準備費の補助金でございます。金額につきましては、被保険者数にあわせて定額の国庫補助金でございます。

それと、8款繰入金、1項他会計繰入金、補正額626万8千円でございます。これは先ほど言いましたように、電算システムの改修に伴う費用876万7,500円から国庫補助金分、先ほど申しました250万円を差し引いた金額でございます。

その次、9款繰越金、1項繰越金、補正額1,881万4千円でございますけど、これは平成18年度において、退職医療給付費の交付金を概算による交付を受けておったんでございますけども、それを精算したところ超過額が発生したことによりまして、18年度の精算額から繰越金を繰り入れるものでございます。

次に、歳出の補正額でございますけど、次のページ21ページを開いてください。

1款総務費、2項徴税费、補正額876万8千円でございますけど、これは高齢者の医療の確保に関する法律によりまして、これから平成20年度から実施されます後期高齢者の医療制度と医療制度改革に伴います電算システムの改修する費用、委託料でございます。

それとその次に、9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、補正額1,881万4千円で

ございますけど、先ほどの歳入のところでも説明しましたように、18年度精算に伴います交付金の償還金でございます。以上、歳入歳出の補正総額2,758万2千円となっております。これで国民健康保険事業特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどをよろしく申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の方から発言を許します。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私は、議案第56号2007年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算に反対の立場で討論をいたします。

先ほども述べましたように、保険料負担増とともに、高齢者への差別医療をもたらす後期高齢者医療制度に伴う補正が含まれております。先日の一般質問でも述べましたし、先ほども中身については詳しく述べましたので省略をいたしますが、つけ加えまして、政府・与党は医療費が増大すれば経済も財政も破綻すると国民をおどかしますが、日本の医療費はGDP比でOECD加盟国30カ国中18位と低く、逆に患者負担は先進国と比べて異常な高さです。患者負担の引き下げこそ必要です。ヨーロッパ各国の医療制度は患者負担が無料かわずかな負担であり、これが世界の流れとなっております。今、史上空前の利益を上げている大企業や銀行などの優遇税制を改め、応分の負担をさせれば財源の確保は可能です。公的医療の充実こそ求められているときに、新たな高齢者への負担増と差別医療をもたらす後期高齢者医療制度は逆行するものであると思います。

また、町民の福祉と暮らしを守るべき町政は、国の言うままに従うのではなく、町民の立場で制度の凍結、改善を国に求めるべきであること、このことを指摘して反対討論いたします。以上です。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。7番安井議員。

7番（安井信之君） 先ほども一般会計の方で言いましたが、後期高齢者の医療制度自体をこれからも堅持していくには、公益的に、財政的に余裕のあるところでやってもらった方がいいと思っておりますので、私は平成19年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算に賛成いたします。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第56号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第56号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。再開は3時10分。

休憩 午後2時55分

再開 午後3時09分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 次、日程第4、議案第57号平成19年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 議案第57号平成19年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

17ページをお開きください。

平成19年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ656万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,340万円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容の説明を説明書により説明します。説明書の27ページをお開きください。

歳入の補正でございますけど、8款繰越金、1項繰越金、補正額656万7千円の増です。これは平成18年度の介護保険事業を精算することによって発生した負担金、補助金、交付金の受け入れ超過額を精算したものであります。18年度の繰越金から繰り入れをします。

次に、歳出の補正でございます。説明書の29ページをお開きください。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、補正額656万7千円でございます。先ほどの歳入のところでも説明しましたとおり、18年度の精算によって国県の負担金、補助金、交付金の受け入れ超過額を返還するものでございます。以上、歳入歳出補正予算額656万7千円となつとります。これで介護保険事業特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどをよろしく願います。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第57号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 発議第6号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出について

議長（中村勝利君） 次、日程第5、発議第6号公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。1番秋長議員。

1番（秋長正幸君） 発議第6号公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出について。

上記の案件を会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

平成19年9月20日。小豆島町議会議長中村勝利殿。提出者、小豆島町議会議員秋長正幸。賛成者、井上喜代文、同安井信之。

公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書。

建設産業は日本の基幹産業として今日まで経済活動と雇用機会の確保に貢献してきたが、建設業における元請と下請という重層的な関係の中で、他の産業では常識とされる明確な賃金体系が現在も不安定であり、不況下における受注競争の激化や近年の公共工事の減少が施工単価や労務費の引き下げにつながり、現場で働く労働者の賃金と生活に大きな影響を及ぼしている。

諸外国では、公契約に係る賃金を確保する法律、いわゆる公契約法の制定が進んでおり、また平成13年4月に施行された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の国会審議においても、参議院で建設労働者の賃金、労働条件の確保は適切に行われるよ

う努めることが附帯決議されている。よって、国においては、建設労働者の適正な労働条件を確保するために、次の事項について実施するよう強く要請するものである。記。

1、公共工事において建設労働者の適正な賃金が確保されるよう公契約法の制定を検討すること。

2、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の附帯決議事項の実効ある施策を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月20日。香川県小豆郡小豆島町議会。提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長。以上です。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第6号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議員派遣について

議長（中村勝利君） 次、日程第6、議員派遣についてを議題といたします。

今期定例会閉会中に議員の派遣の申出書が提出されています。詳細については印刷配付のとおりであります。議員の派遣については、会議規則第119条の規定により、議会の議決を諮ることになっております。

お諮りします。

お手元に配付しております申出書のとおり、議員の派遣についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、申出書のとおり議員を派遣することに決定されました。

~~~~~

日程第 7 閉会中の継続調査の申し出について

日程第 8 閉会中の継続調査の申し出について

日程第 9 閉会中の継続調査の申し出について

日程第 10 閉会中の継続調査の申し出について

議長（中村勝利君） 次、日程第7、日程第8、日程第9及び日程第10、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、日程第7、日程第8、日程第9及び日程第10を一括議題とします。

総務、教育民生常任委員会委員長、建設経済常任委員会副委員長、議会運営委員会委員長、内海ダム特別委員会委員長及び交通問題特別委員会委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

総務、教育民生常任委員会委員長、建設経済常任委員会副委員長、議会運営委員会委員長、内海ダム、交通問題特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、総務、教育民生常任委員会委員長、建設経済常任委員会副委員長、議会運営委員会委員長、内海ダム、交通問題特別委員会委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付すことに決定されました。

以上で今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして平成19年第3回小豆島町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後3時17分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員